

柏市指定給水装置工事事業者の指定取消し処分の実施
に関する要綱

制定	平成30年	8月	1日
施行	平成31年	1月	1日
施行	令和2年	4月	1日
施行	令和5年	12月	26日

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の11第1項の規定による指定の取消し及び柏市指定給水装置工事事業者規程（平成10年柏市水道事業管理規程第3号。以下「規程」という。）第3条の規定による指定の効力の停止等の処分（以下「処分」という。）に関する事
こと、及び上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が行う指導・警告（以下「行政指導」という。）に関する事、並びに
その他事務処理に関する事について、必要な事項を定めるものとする。

(処分・行政指導の基準)

第2条 柏市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）に規程違反の行為（以下「違反行為」という。）があると認められた場合における処分・行政指導の基準は、別表に掲げるとおりとする。

(調査及び報告)

第3条 管理者は、指定工事事業者が法第25条の11第1項及び柏市給水装置工事施行指針への違反行為をした疑いがあると認めるときは、その事実関係の調査を行うものとする。

2 管理者は、前項の規定による調査を行ったときは、調査報告書を作成するとともに、当該指定工事事業者から顛末書^{てんまつ}の提出を求めるものとする。

(指導)

第4条 管理者は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、その者に対し、当該違反行為の再発を防止するよう指導するものとする。

(警告)

第5条 管理者は、前条の指導を受けた者が更に別件の違反行為をしていると認めるときは、その者に対し、当該違反行為の再発を防止するよう警告をするものとする。

(聴聞等)

第6条 指定の取消し処分に係る聴聞の機会の付与については、行政手続法（平成5年法律第88号）及び柏市行政手続条例（平成8年柏市条例第1号）並びに柏市指定給水装置工事事業者審査委員会設置要領（平成30年柏水給第431号）の定めるところによるものとする。また、指定の効力の停止処分に係る弁明の機会の付与についても同様とする。

(処分・行政指導の通知)

第7条 管理者は、処分及び行政指導の内容を決定したときは、その者に対し、処分決定通知書（別記様式1）または行政指導決定通知書（別記様式2）により当該処分及び行政指導についての通知を行うものとする。

2 管理者は、前項に規定する処分決定通知を行ったときは、速やかに規程第4条に規程する公告及び必要な広報を行うほか、関係部署等に通知するものとする。

(処分・行政指導の効果等)

第8条 第2条の処分に係り第7条の処分決定通知を受けた指定工事事業者は、当該処分期間中、本市水道事業の給水区域内において新規に給水装置工事の申し込み及び施工することができない。ただし、当該処分の期日の開始日の前において既に申し込みを承認しているものを除く。

2 前項に規定する処分期間満了の日の翌日から起算して5年間は、当該違反行為等に対する処分の適用に関し、前歴として取り扱う。行政指導についても同様に扱う。

3 指定の取消し後、2年以上経過し再び指定を受けた指定工事事業者において、前歴として取り扱う期間内に再度違反行為等

(処分の原因となった違反行為以外も含む)を行った場合は、処分対象とすることができる。

(国土交通大臣への報告等)

第9条 管理者は、法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者に法に違反する行為があったと認められるときは、その者に文書による注意または警告を行うほか、内容に応じて「水道法第25条の5第3項に基づく給水装置工事主任技術者免状の返納命令に係る取扱いについて」(平成11年8月24日付け生衛発第1185号各都道府県知事あて厚生労働省生活衛生局水道環境部長通知)に基づき、その旨を国土交通大臣に報告するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年12月 日から施行する。

別表 (第2条)

法	水道法施行規則	該当事由 (違反行為等)	指定工事業者に対する措置
第25条の11 第1項第1号	—	指定の基準に適合しなくなったとき	取消し
第25条の3第1項第1号	—	事業所ごとに主任技術者を置かないとき (他の事業者の名義を使用した場合を含む)	

第25条の3第1項第2号	第20条第1項第1号から第4号	国土交通省で定める機械器具を有しなくなったとき	取消し
第25条の3第1項第3号	—	欠格要件に該当したとき	
イ		1 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの	取消し
ロ		2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	取消し
ハ		3 法に違反して、刑の執行後又は刑を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	取消し
ニ		4 指定の取消から2年を経過しない者	取消し
ホ		5 次に掲げる者 (1) 柏市に届出をせず無断通水、メーターの不正使用等をした者 (2) メーターを取り付けずに通水をした者 (3) 道路掘削の届	取消し又は指定停止6か月以下 取消し又は指定停止6か月以下 指定停止6

		<p>出をせずに工事を施工した者</p> <p>(4) 柏市の給水装置工事の承認を受けないで工事を施工した者</p> <p>(5) 工事完成後3か月以内に検査を受けない者, 若しくは完工検査の条件を満たさない状況を作った者</p> <p>(6) 施工上の安全管理を怠り, 従業員, 若しくは公衆に死傷者を出し又は被害を与えた者</p> <p>(7) 柏市の求めに応じて相当の期間内に文書等を提出しない者, 若しくは文書等を偽造した者</p> <p>(8) 柏市水道事業給水条例(柏市昭和36年12月25日条例第42号)の規定に違反した者, その他業務に関</p>	<p>か月以下</p> <p>取消し又は指定停止6か月以下</p> <p>取消し又は指定停止6か月以下</p> <p>取消し又は指定停止6か月以下</p> <p>取消し又は指定停止6か月以下</p> <p>取消し又は指定停止6か月以下</p>
--	--	---	---

へ		<p>し不正又は不誠実な行為を おそれがあると認めるに 足りる相当の理由がある者</p> <p>6 法人にあって、その役員のうち第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれかに該当する者がある者</p>	<p>取消し又は指定停止 6 か月以下</p>
<p>第25条の11 第1項第2号</p> <p>第25条の4 第1項、第2項</p>	<p>第21条</p> <p>第1項</p> <p>第2項</p> <p>第3項</p>	<p>給水装置工事主任技術者の選任届出等</p> <p>指定を受けた日から2週間以内に事業所ごとに、主任技術を専任しないとき</p> <p>1 選任した主任技術者が欠けたときに新たな主任技術者の選任届出を2週間以内に行わないとき</p> <p>2 主任技術者の解任の届出を2週間以内に行わないとき</p> <p>主任技術者の職務の遂行に支障が生じたとき</p>	<p>取消し</p> <p>取消し</p> <p>指定停止 6 か月以下</p> <p>指定停止 6 か月以下</p>

		いとき 8 虚偽の届出をし たとき	取消し
第25条の11 第1項第4号	第36条	事業の運営に関する 基準に従った適正な 給水装置工事の事業 の運営をすることが できないとき	
第25条の8	第1号	給水装置工事ごとに 選任した主任技術者 を指名しないとき又 は名義貸しをしたと き	取消し又は 指定停止6 か月以下
	第2号	配水管からメーター までの工事を施工す るとき、適切に作業 を行うことができる 技能を有する者を従 事させないとき	取消し又は 指定停止6 か月以下
	第3号	柏市の承認を受けた 工法、工期その他の 工事上の条件に適合 しない工事を施工し たとき	取消し又は 指定停止6 か月以下
	第5号 イ	次の行為を行ったと き 1 水道法施行令第 6条の基準及び柏 市水道事業給水条 例に適合しない給 水装置を設置した	取消し又は 指定停止6 か月以下

		とき	
		2 給水管を交差して接続し，又はメーターを交差して取り付けたとき	指定停止 6 か月以下
		3 メーターを逆に取り付けたとき	指定停止 6 か月以下
		4 管理者に届け出ずに断水工事を行ったとき	取消し又は 指定停止 6 か月以下
		5 柏市の承認又は検査を受けていない給水設備に給水管を接続したとき	取消し又は 指定停止 6 か月以下
		6 管理者が定める給水装置工事施行指針及び工法等についての指示に従わず不良な工事を行ったとき	取消し又は 指定停止 6 か月以下
		7 検査の改善指示に従わないとき	取消し又は 指定停止 6 か月以下
	ロ	8 切断，加工，接合等に適さない機械器具を使用したとき	取消し又は 指定停止 6 か月以下
	第 6 号	次の工事内容の記録を 3 年間保存しないとき	指定停止 6 か月以下
	イ	1 施主の氏名又は名称	

		ロ 2 施行の場所 ハ 3 施行完了年月日 ニ 4 主任技術者の氏名 ホ 5 竣工図 ヘ 6 工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項 ト 7 構造及び材質が政令で定める基準に適合していることの確認の方法及びその結果	
第25条の11 第1項第5号	—	給水装置工事主任技術者の立会い	
第25条の9	—	1 水道事業者の求めに対し正当な理由なくこれに応じないとき 2 水道事業者の検査の立ち会いの求めに対し、正当な理由無く主任技術者がこれに応じないとき	取消し又は指定停止6か月以下 取消し又は指定停止6か月以下
第25条の11 第1項第6号	—	報告又は資料の提出	
第25条の10	—	1 給水区域内において施行した工事に関し、指定工事	取消し又は指定停止6か月以下

		<p>業者が必要な報告若しくは資料の提出をしないとき</p> <p>2 虚偽の報告又は資料の提出をしたとき</p>	<p>取消し又は指定停止 6 か月以下</p>
<p>第 25 条の 1 1 第 1 項第 7 号</p>	—	<p>その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき</p> <p>1 配水施設又は給水施設を無断で操作したとき</p> <p>2 その他水道事業者が著しく不都合と認める行為又は状態</p>	<p>取消し又は指定停止 6 か月以下</p> <p>取消し又は指定停止 6 か月以下</p>
<p>第 25 条の 1 1 第 1 項第 8 号</p>	—	<p>不正の手段により第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けたとき（虚偽の申請により指定を受けたとき）</p>	<p>取消し</p>

備考

- 1 処分内容については、各違反事実に係る最高処分を示している。
- 2 原則として、指導、警告を受けても違反行為（同一の違反行為以外も含む）を行う指定工事事業者に指定の停止、指定の取消しを行うものとする。ただし、当該違反行為等について悪質と認められるとき、その程度が甚だしいとき、その結果の及ぼした社会的影響が大きいとき、水道事業の信用を著しく損ねた

と認められるとき，又は指定の基準に適合しなくなったときは，この限りではない。

(別記様式1)

柏上給第〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇 〇 〇 〇 様

柏市上下水道事業管理者 〇 〇 〇 〇

処分決定通知書

柏市指定給水装置工事事業者の指定取消し処分の実施に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき下記のとおり処分を決定したので通知します。

記

1 処分の内容

2 処分の理由

3 その他

要綱第8条第2項の規定により、この処分の日の翌日から起算して5年間は違反行為等に対する処分等の適用に関して、本件を前歴として取り扱うものとする。

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して90日以内に柏市上下水道事業管理者に対し、審査請求する事ができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して180日以内に柏市上下水道局を被告として（柏市上下水道事業管理者が被告の代表となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。

(別記様式2)

柏上給第〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇 〇 〇 〇 様

柏市上下水道事業管理者 〇 〇 〇 〇

行政指導決定通知書

柏市指定給水装置工事事業者の指定取消し処分の実施に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき下記のとおり行政指導を決定したので通知します。

記

1 行政指導の内容

2 行政指導の理由

3 その他

要綱第8条第2項の規定により、この行政指導の日の翌日から起算して5年間は違反行為等に対する処分等の適用に関して、本件を前歴として取り扱うものとする。

前歴として取り扱う期間内に再度違反行為等を行った場合、指定の停止、指定の取消しとなる可能性があるので十分注意すること。